

## 公告

下記の表に記載する者に対する京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程第19条第4項による基準地積決定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該通知書の送付に代え、その内容が下記のとおり掲示されていることを公告します。

平成18年3月6日

京都市長 榎本頼兼

### 記

#### 1 書類の送付を受けるべき者

氏名	判明している最後の住所
稲田豊	京都市伏見区横大路松林30番地の23
葵建設株式会社	大阪府三島郡島本町大字高浜135番1号
株式会社大東建設	大阪府守口市春日町61番地
谷口己之助	山城国紀伊郡横大路村字横大路202番戸
岩井良久	京都市伏見区納所中河原1番地の15
山寄孝行	京都市伏見区納所中河原1番地の30
小林俊樹	京都市伏見区納所中河原6番地の12
川根厚生	京都市伏見区納所中河原3番地の16
中野政次	京都市伏見区納所横大路松林27番地の12
道脇甲一	京都市伏見区納所中河原3番地の15

#### 2 掲示の場所

京都市伏見区納所岸ノ下2番地1

京都市広報板

(南部区画整理事務所)